

令和 8 年度 与党税制改正大綱について

12 月 19 日付で自由民主党/日本維新の会が、令和 8 年度税制改正大綱を公表しました^{※1}。

企業年金に関する税制改正として、公的年金等控除の見直しが記載されており、給与+公的年金等控除額合計が 280 万円を超える部分について控除額を減額する措置が令和 9 年分以後に適用され、企業年金も「公的年金等」に含まれるため、影響を受ける可能性があります。

退職年金等積立金に対する特別法人税については、凍結を 3 年延長する旨の記載があります。なお、検討事項については昨年度から記載の変更はありませんでした。

今後、閣議決定された大綱を元に法制化が進められ、国会等の審議を経て決定します。

(※1) 令和8年度与党税制改正大綱(自民党HP) https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf

【資料抜粋】

■ 第二 令和 8 年度税制改正の具体的内容

内容(当該大綱の P.59 に記載)
一 個人所得課税 5. その他 (5) 公的年金等に係る雑所得について、次の見直しを行う。 ① 給与等の収入金額および公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が 280 万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。 ② その他所要の措置を講ずる。 (注) 上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

内容(当該大綱の P.108 に記載)
三 法人課税 4. その他の租税特別措置等 [延長] (6) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を 3 年延長する。

■ 第三 検討事項(変更なし)

内容(当該大綱の P.150 に記載)

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成 30 年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

以上